全Ｌ協保安・業務Ｇ４第３４号

令和４年５月２４日

正　会　員　各　位

（一社）全国ＬＰガス協会

特定商取引法の一部改正について（お願い）

標記改正に伴い、令和４年６月１日より消費者からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加え電磁的記録（電子メールの送付等）で行えるようになることから、特定商取引法の契約書面に電磁的記録で、クーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられることになりました。

また、本改正により特定商取引法の契約書面等に記載するクーリング・オフの告知文（別紙参考）の変更が必要となります。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細な内容等につきましては、下記をご参照いただきますよう併せてお願いいたします。

記

【消費者庁ホームページ掲載アドレス】

〇概要

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms201_220104_10.pdf>

〇説明資料（４２頁目以降参照）

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms202_220322_01.pdf>

〇特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>

〇特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するＱ＆Ａ

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_09.pdf>

以　上

　　（発信手段：Ｅメール）

（担当：保安・業務グループ　瀬谷、岩田）